**「横手市こどもの権利宣言」改定**

**皆様のご意見をお待ちしております（9/19まで）**

横手市は国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、横手市子どもの権利宣言「YOKOTEっこ宣言」を平成２０年１０月に制定し、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言しています。

令和５年４月に、こども基本法が施行され、基本理念に児童の権利に関する条約の趣旨が反映されました。「横手市子どもの権利宣言」は制定から時間が経過していることから、こどもたちにとってより良い環境を築いていくため、社会全体がこどもの人権を守り、こどもの成長を支えられるように改定したいと考えています。

◇横手市こどもの権利宣言改定に関する意見の募集

　　方法：横手市子ども若者に関するアンケート調査の設問での問いかけや、　オンラインWEB意見箱を設置し、こどもから大人まで幅広い年代から意見聴取を実施

　　期間：令和７年６月１４日から６月３０日まで

　　回答：パソコン、スマートフォンなどで２次元コードを読み取りインターネットで回答

・横手市子ども若者に関するアンケート調査の設問で問いかけ　 意見数　2,56２件

・オンラインWEB意見箱　　意見数　　259件

◇意見の集約手法

　　　①分類表（記入した内容ごとに分類）で件数の多かった意見を把握

　　　②多数の意見の中から一部の意見を抜粋

　　　③権利ごとに仕分けし、主なコメントを整理、宣言案候補を作成

　　　④子ども・子育て会議で素案の検討を行い、委員の意見を聴取

　　　⑤※こどもまんなかワークショップを実施し、参加者に意見集約

　　　⑥庁内で検討したのち宣言素案を決定

※こどもまんなかワークショップの開催

　　開催日：8月5日（火）13：30～16：15

　　場　所：横手市生涯学習館Ao-na　スタジオNEMATTEかま蔵

参加者：横手市内の中学2年生と3年生の生徒29人

　　横手市こどもの権利宣言について素案作りのための意見集約を実施

◇今後のスケジュール

・８月１８日～９月１９日　　 パブリックコメントの集約

・９月下旬 　　　　　　　　横手市こどもの権利宣言改定案の最終決定

・１０月５日　　　　　　　　　 横手市生涯学習館Ao-naで開催予定の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムinよこてにて新たな「横手市こどもの権利宣言」を公表予定

問合せ　横手市 市民福祉部子育て支援課（担当:児童家庭係）

TEL/0182-35-2133　　kosodate@city.yokote.lg.jp